

平成 25 年

宝達志水町議会会議録

第 1 回定例会

平成25年 2 月20日 開会

平成25年 3 月 1 日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第1号 平成25年度宝達志水町一般会計予算
- 議案第2号 平成25年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 議案第3号 平成25年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第4号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 議案第5号 平成25年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 議案第6号 平成25年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第7号 平成25年度宝達志水町水道事業会計予算
- 議案第8号 平成25年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 議案第9号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 議案第10号 平成24年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第11号 平成24年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第12号 平成24年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第13号 平成24年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 平成24年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第15号 平成24年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第16号 平成24年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 宝達志水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第18号 宝達志水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 議案第19号 宝達志水町道路構造基準等を定める条例について
- 議案第20号 宝達志水町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について
- 議案第21号 宝達志水町町営住宅等整備基準条例について
- 議案第22号 宝達志水町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について

- 議案第23号 宝達志水町水道事業及び下水道事業における剰余金の処分等に関する条例について
- 議案第24号 宝達志水町国民健康保険志雄病院事業における剰余金の処分等に関する条例について
- 議案第25号 宝達志水町新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 議案第26号 宝達志水町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 宝達志水町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 宝達志水町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 宝達志水町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 指定管理者の指定について
- 議案第33号 石川縣市町村消防賞じゅつ金組合同規約の変更について
- 議案第34号 石川縣市町村消防団員等公務災害補償等組合同規約の変更について
- 同意第1号 監査委員の選任について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 発議第1号 宝達志水町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 発議第2号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 発議第3号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

平成25年 2月20日（水曜日）

◎出席議員

1 番	寶 達 典 久	9 番	守 田 幸 則
2 番	久 保 喜 六	10 番	北 本 俊 一
3 番	土 上 猛	11 番	金 田 之 治
4 番	柴 田 捷	12 番	小 島 昌 治
5 番	宮 本 満	13 番	北 信 幸
6 番	津 田 勤	14 番	近 岡 義 治
8 番	林 一 郎		

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 米 谷 勇 喜
次 長 岡 田 正 人

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 津 田 達
副 町 長 中 谷 浩 之
教 育 長 山 下 茂
参 事 北 山 茂 夫
総 務 課 長 太 田 永 作
財 政 課 長 松 浦 敏 昭
情 報 推 進 課 長 高 下 良 博
住 民 課 長 村 井 一 隆
税 務 課 長 溝 口 和 夫
環 境 安 全 課 長 栗 原 政 典

健康福祉課長	松 栄 忍
保健予防課長	中 村 努
産業振興課長	近 岡 和 良
ふるさと振興室長	村 井 仁 志
地域整備課長	谷 川 弘 一
学校教育課長	田 村 淳 一
生涯学習課長	村 井 伸 行
会計課長	林 谷 茂 和
志雄病院事務局長	高 島 信 夫

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 平成25年度宝達志水町一般会計予算
- 日程第5 議案第2号 平成25年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第3号 平成25年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議案第4号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第5号 平成25年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 日程第9 議案第6号 平成25年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 日程第10 議案第7号 平成25年度宝達志水町水道事業会計予算
- 日程第11 議案第8号 平成25年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 日程第12 議案第9号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 日程第13 議案第10号 平成24年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第11号 平成24年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第12号 平成24年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第16	議案第13号	平成24年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第17	議案第14号	平成24年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第15号	平成24年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第19	議案第16号	平成24年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第17号	宝達志水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
日程第21	議案第18号	宝達志水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
日程第22	議案第19号	宝達志水町道路構造基準等を定める条例について
日程第23	議案第20号	宝達志水町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例について
日程第24	議案第21号	宝達志水町町営住宅等整備基準条例について
日程第25	議案第22号	宝達志水町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について
日程第26	議案第23号	宝達志水町水道事業及び下水道事業における剰余金の処分等に関する条例について
日程第27	議案第24号	宝達志水町国民健康保険志雄病院事業における剰余金の処分等に関する条例について
日程第28	議案第25号	宝達志水町新型インフルエンザ等対策本部条例について
日程第29	議案第26号	宝達志水町防災会議条例の一部を改正する条例について
日程第30	議案第27号	宝達志水町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
日程第31	議案第28号	宝達志水町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の

一部を改正する条例について

- 日程第32 議案第29号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第30号 宝達志水町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第31号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第32号 指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第33号 石川県市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更について
- 日程第37 議案第34号 石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第38 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第39 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第40 発議第1号 宝達志水町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第41 発議第2号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 発議第3号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第43 人事案件に対する質疑・討論の省略
- 日程第44 人事案件の採決
- 日程第45 議案に対する質疑
- 日程第46 町政一般についての質問
- 日程第47 議案の委員会付託

◎開会・開議

○議長（守田幸則君） ただいまから平成25年第1回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（守田幸則君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、13番 北 信幸君、12番 小島昌治君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（守田幸則君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月1日までの10日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から3月1日までの10日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（守田幸則君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から、平成24年11月分及び12月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（守田幸則君） これより、本日提出のありました議案第1号 平成25年度宝達志水町一般会計予算から発議第3号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日、ここに平成25年第1回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

さて、月日の経つのは早いもので、町長に就任してから、もう4年が経とうとしていたしております。私は、この4年間「今 改革のとき 町民とともに」をスローガンのもと、次の2点に主眼を置き、町政運営に全力で取り組んでまいりました。

その1つは「町の財政を健全なものにすること」、もう1つは「大型事業実施の方向づけをすること」の2点であります。

その結果であります。本町の財政は依然として厳しい状況が続いているものの、4年前の危機的状況と比べ、着実に改善させることができたと思っております。

財政健全化の主な成果といたしましては、町の借入金である平成23年度の起債残高が、全会計合わせて約234億円となり、平成20年度決算と比較して21億円余りを縮減することができました。

一方、積立金である基金残高は、倍増となる30億円になったところであります。

また、健全化判断指標の1つであり、借金返済額の比率を示す実質公債費比率については、平成23年度決算において対前年度比で0.3%改善され21%となり、もう1つの健全化判断指標である将来負担比率については、これまた、目標としていた200%を切り、199.1%に改善したところであります。

大型事業の方向づけにつきましては、統合中学校を平成27年4月に新たに宝達中学校として開校する運びとなり、また、志雄病院の移転新築は、平成28年度4月に開院との方向づけをすることもできました。

これらにつきましては、ひとえに、住民の皆様方に多くの我慢をしていただき、また、大変な御支援と御協力をしていただいたおかげであると、心から感謝をし、厚く御礼を申し上げます。

ここで改めて申し上げますが、今後は、宝達志水町が、活気に満ちた魅力あるふるさとであると、町民の方々が胸を張って言ってもらえるような、そんなまちづくりを進めていかなければならないと思っております。

そのため、子や孫に借金を負担させないよう、引き続き、財政健全化を図りながら、これと並行して、先を見据えた事業を展開する必要があると、これから述べます各種事業が、宝達志水町にとって必要かつ重要な事業であると考えているところであります。

まず、第1点目として、高騰する医療費を抑えるため、保健事業、医療、介護、福祉サービスなど、様々な生活支援サービスを適切に提供できるよう、窓口の一元化を図ることとあります。

次に、2点目として、災害など、緊急時に迅速かつ的確に情報をお伝えするため、防災行政無線を設置すること。

次に、3点目として、地元産品を使用した特産品を開発することにより、町の活性化を図ること。

次に、4点目として、集落が実施する環境整備に対して支援すること。

次に、5点目として、各種イベントの開催や文化財の活用、観光名所の整備、オムライスによる各種取り組みの活用などにより、交流人口の増加を図ること。

次に、6点目として、遊休土地などの宅地化により、転入者の増加を図ること。

次に、7点目として、宝達山の自然環境を守り、魅力ある山に整備すること。

次に、8点目として、公共施設の統廃合推進計画を進めるとともに、保育所及び小学校の連携した整備を図ること。

以上の事業について、具体的な取り組みはこれからのことになるわけですが、いずれにしても、町民の方々が住みたい町にするために、着実に実現させなければならない事業であると考えております。

それにはまず、合併時に策定した宝達志水町まちづくり計画及び第1次宝達志水町総合計画に基づいて実施した事業を検証した上で、一つ一つの課題を克服しながら、その実現に向け、誠心誠意努めてまいります。

続いて、昨今の社会情勢についてであります。

我が国は、東日本大震災からの復興をはじめ、円高やデフレ状況などの大きな課題を抱えており、現状では、震災復興の進捗、地域経済・雇用情勢は厳しい状況が続いております。

そこで、国では「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を閣議決定し、今通常国会において、総事業費20兆円規模の補正予算を提出するとともに、平成25年度当初予算の早期成立を図り、これら2つの予算が一体となった、いわゆる15カ月予算の考え方で、切れ間のない執行により、実効性ある景気対策を講じようとしています。

このような中であって、本町の平成25年度予算につきましては、3月に町長選挙を控えておりますので、主として、義務的経費、經常経費、継続事業のみの計上とし、新規事業の政策的な経費につきましては、新年度の補正予算において計上する骨格予算として、編成いたしましたところであります。

しかし、骨格予算と言っても、行財政改革による財政健全化を推進するため、新年度も引き続き、公債費の繰上償還を実行するほか、町民生活の安全・安心の確保のための事業や継続して実施しなければならない大型事業など、現下の諸情勢を考慮し、どうしても当初予算に組み込まなければならない経費につきましては、措置したところであります。

主なものとしては、災害に強いまちづくりへの取り組みとして、地震・津波、土砂災害、ため池のハザードマップを一元化した防災ハザードマップを作成し、全世帯への配布を計画しております。

また、公の施設に対する指定管理者制度は、町民サービスの向上や行政コストの抑制の観点から、これまでに集落センターや老人福祉センター宝寿荘などに導入してきました。

平成25年度からは、新たに町内の5つの保育所及び2つの子育て支援センターにおいても導入し、行財政改革のさらなる推進とともに、子育て支援の充実を図ることとしています。

なお、子育て支援の充実につきましては、平成25年度も乳幼児用シート購入費補助を行うとともに、乳幼児・小学生児童の医療費の一部助成を行うなど、引き続き、子育てしやすい環境の構築に努めてまいります。

また、新規訪問者及び交流人口の拡大対策として、本年3月31日正午から実施される能登有料道路の無料化に合わせ、宝達山や千里浜なぎさドライブウェイをはじめとする観光資源のほか、オムライスの郷づくりへの取り組みを町外へ発信したいと考えております。

さらに、北陸新幹線においても、平成26年度末に金沢開業が予定されており、開業を見据えて実施されるPR事業を通して、首都圏へも本町の魅力を発信していきたいと考えております。

建設事業では、万一の災害に備えるための防災行政無線や、新たに宝達中学校として開

校予定の統合中学校整備事業につきましては平成24年度からの継続事業であり、事業の執行が滞ることのないよう、工事費等を計上させていただいたところであります。

このように、現時点において、できる限りの工夫をしながら予算編成に取り組んだ結果、平成25年度の当初予算の規模につきましては、一般会計で、その総額を80億9,200万円と定め、5つの特別会計及び3つの事業会計を含む全体で147億8,873万7,000円と定めたところであります。

次に、特別会計について、それぞれその概要を御説明いたします。

まず初めに、国民健康保険特別会計は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億2,600万円とするものであります。

主な内容につきましては、被保険者数を3,340人、世帯数を1,990世帯と見込み、傷病の未然防止、早期発見により重症化、長期化を防止し、被保険者の健康保持と増進を図るための健康教育、疾病予防等の活動を実施してまいります。

また、医療費適正化対策として、レセプト点検の充実、生活習慣病の改善を目的とした特定健診及び特定保健指導のさらなる受診率向上にも積極的に取り組み、国民健康保険事業の安定的運営に資する経費を計上いたしております。

次に、後期高齢者医療特別会計では、被保険者数を2,400人と見込み、制度の円滑な運営を行うための必要額として、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,098万円計上いたしましたところであります。

次に、介護保険特別会計は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,899万1,000円とするものであります。

町内に介護サービス施設が新たに建設されたことに伴う利用者の増加や居宅サービスの利用率の伸びを考慮し、被保険者数を4,400人と見込み、第5期介護保険事業計画の2年目に当たる平成25年度も、安定した介護保険制度の運営に必要な経費を計上いたしております。

次に、国民健康保険直営診療所特別会計では、医療体制の充実を図るため、超音波画像診断装置の更新に要する経費を計上するなど、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,540万円と定め、地域に密着した診療所としての体制づくりにより、積極的に取り組んでまいります。

続いて、ケーブルテレビ事業特別会計は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,611万9,000円と定め、主要事業である「さくらチャンネル」の放送について、昨年度から実施してい

ます専門業者への撮影、編集業務委託による番組づくりの範囲をさらに拡大し、放送番組のさらなる充実を図るために必要な経費を計上いたしております。

また、引き続き、ケーブルテレビへの加入促進キャンペーンを実施し、加入者の増加に努めてまいります。

次に、水道事業会計では、平成25年度の業務予定量として、給水戸数を4,670戸、年間総給水量を125万5,500立方メートル、1日平均給水量を3,440立方メートルと見込むとともに、主な建設改良事業といたしましては、引き続き、公共下水道工事に伴う老朽管の布設替えや鉛製給水管の布設替えに鋭意取り組み、水道水の安定供給に要する経費を計上するものであります。

次に、下水道事業会計であります。下水道事業の業務予定量を、農業集落排水事業では、排水戸数880戸、年間総処理水量29万6,000立方メートルと見込み、公共下水道事業では、排水戸数を2,700戸、年間総処理水量82万2,000立方メートル、浄化槽事業を75戸、年間総処理水量1万8,250立方メートルと見込んだところであります。

また、これらの事業は地方公営企業として、独立採算制のもとで事業運営することになっているところから、利用率を高めるとともに、使用料収入の確保を図ることなどにより、経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険志雄病院事業会計では、業務の予定量を、病床数100床、年間入院患者数2万9,930人、年間外来患者数4万4,715人と見込むとともに、主な建設改良事業といたしましては、医療機器器具等の整備に要する経費を計上するほか、引き続き、新病院建設に向けた基本設計策定に取り組み、医療体制の充実を図るものであります。

以上が、議案第1号から議案第9号までの一般会計を初め、5つの特別会計並びに3つの事業会計の平成25年度当初予算関係の説明であります。

次に、平成24年度補正予算関係について御説明いたします。

議案第10号 平成24年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,435万5,000円を追加し、82億14万6,000円とするものであります。

歳出予算の主な内容は、日本経済再生に向けた緊急経済対策を受けて取りまとめられた、国の補正予算によって追加されるインフラ整備事業を計上し、総務費では、小中学校通学路への街灯設置に要する経費、農業費では、県営ほ場整備整備事業負担金、県営老朽ため池整備事業負担金のほか、広域農道「志乎トンネル」、「山崎トンネル」の安全点検に要

する経費、土木費では、町道改修に要する経費、教育費では、押水総合体育館耐震補強に要する経費を計上するものであります。

また、既定の予算の中で、総務費では、早期退職者が増加したことなどから、職員人件費において退職手当組合負担金を追加するものであります。

民生費では、介護保険特別会計への繰出金、心身障害者医療給付事業に要する経費を追加するものであります。

衛生費では、水道事業会計への繰出金を、商工費では、古墳の湯の設備改修に要する経費をそれぞれ追加するものであります。

そのほか、事業の実績によって精算するもの及び財源の組み替えであります。

次に、歳入予算については、町税、地方交付税等のほか、国・県支出金、町債等の特定財源にあつては、事務事業の精算見込みによる補正が主なものであります。

繰越明許費では、今回の補正予算で追加いたしました国の補正予算に係る事業をはじめ、既定の事業では、総務費の役場庁舎機械設備改修、民生費の介護基盤施設等緊急整備臨時特別事業補助金、農業費の中山間地域総合整備事業負担金につきましては、年度内に事業が終わらない見込みであることから、適切なる予算の執行を図るため、次年度へ繰り越しをするものであります。

債務負担行為の補正については、平成25年度から27年度の3カ年にわたる指定管理者業務委託に要する経費として、保育所では8億9,050万円、広域勤労青少年ホーム及び町民サッカー場では660万円の債務負担を設定するものであります。

地方債の補正については、国の補正予算によって追加される事業及び既定の事業における財源調整のための追加、変更を行うものであります。

次に、議案第11号 平成24年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、1億8,714万9,000円とするものであります。

歳入歳出予算とも、事業の精算見込みによる、所要額の更正を行うものであります。

次に、議案第12号 平成24年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,364万9,000円を追加し、16億1,247万6,000円とするものであります。

歳出予算については、保険給付費では、利用者の増に伴う介護サービス等給付費など、所要の経費を追加するものであります。

財源となります歳入予算については、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を充てるものであります。

次に、議案第13号 平成24年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、5,284万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算とも、事業の精算見込みによる、所要額の更正を行うものであります。

次に、議案第14号 平成24年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであり、まず、収益的収入では、地方交付税における高料金対策補助金の額が決定したことに伴い、一般会計からの補助金を236万4,000円追加し、3億4,427万5,000円とするものであります。

また、収益的支出では、修繕用資材費を215万円追加し、3億4,162万8,000円とするものであります。

次に、資本的収入では、特定環境保全公共下水道事業において、支障水道管の移設に係る工事負担金を300万円減額し、147万円とするものであります。

次に、議案第15号 平成24年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであり、収益的収入では2,772万4,000円を減額し、5億7,178万2,000円とし、収益的支出では2,750万1,000円を減額し、5億7,200万5,000円とするものであります。

また、資本的収入では640万1,000円を減額し、1億9,074万7,000円とし、資本的支出は384万8,000円を減額し、4億9,787万円とするものであります。

次に、議案第16号 平成24年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであり、資本的収入では、医療機器購入実績に対する企業債及び繰入金など821万円を減額し、5,012万8,000円とするものであります。

また、資本的支出では、医療機器購入実績に対する建設改良費及び平成24年度の修学資金借り入れの応募がなかったことから、長期貸付金を1,156万円を減額し、8,428万円とするものであります。

これに伴い、当年度分損益勘定留保資金においては335万円を減額し、総額を3,415万2,000円とするものであります。

続いて、条例関係15件、指定管理者の指定1件、規約の変更2件、人事案件2件について御説明いたします。

議案第17号から議案第24号までは、いわゆる地域主権一括法による各種法律の一部改正により、法令で定められている基準について条例委任されたことに伴い、関係条例をそれぞれ制定しようとするものであります。

まず、議案第17号 宝達志水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。

本案は、介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスに従事する従業者の人員、設備及び運営に関する基準について、条例で定めるものであります。

次に、議案第18号 宝達志水町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてであります。

本案も、介護保険法の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業員の人員、設備及び運営並びに介護予防サービスに関する基準について、条例で定めるものであります。

次に、議案第19号 宝達志水町道路構造基準等を定める条例についてであります。

本案は、道路法の一部改正に伴い、道路の構造の技術的基準等及び道路標識の寸法について、条例で定めるものであります。

次に、議案第20号 宝達志水町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例についてであります。

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、歩道の設置や有効幅員の確保等の基準について、条例で定めるものであります。

次に、議案第21号 宝達志水町町営住宅等整備基準条例についてであります。

本案につきましては、公営住宅法の一部改正に伴い、町営住宅等の整備基準について、条例で定めるものであります。

次に、議案第22号 宝達志水町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例についてであります。

本案につきましては、水道法の一部改正に伴い、布設工事監督者の資格基準等について、条例で定めるものであります。

次に、議案第23号 宝達志水町水道事業及び下水道事業における剰余金の処分等に関する条例について及び議案第24号 宝達志水町国民健康保険志雄病院事業における剰余金の処分等に関する条例についてであります。

両案につきましては、地方公営企業法の一部改正に伴い、それぞれの事業の利益及び資本剰余金について、条例の定めるところにより処分できることとなったため、必要な事項を条例で定めるものであります。

次に、議案第25号 宝達志水町新型インフルエンザ等対策本部条例についてであります。

本案につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布されたことに伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、町が設置しなければならない対策本部について、必要な事項を条例で定めるものであります。

次に、議案第26号 宝達志水町防災会議条例の一部を改正する条例についてであります。

本案につきましては、災害対策基本法の一部改正に伴い、町の防災会議の所掌事務及び委員について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第27号 宝達志水町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてであります。

本案につきましては、災害対策基本法の一部改正に伴い、市町村災害対策本部に係る、関係条文の整理を行うものであります。

次に、議案第28号 宝達志水町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案につきましては、児童扶養手当法施行令等の一部改正に伴い、ひとり親家庭等医療費給付に係る支給要件の拡大など、関係条文の整備を行うものであります。

次に、議案第29号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。

本案につきましては、公営住宅法の一部改正に伴い、入居資格としての入居収入基準について、条例に規定するものであります。

次に、議案第30号 宝達志水町公共下水道条例の一部を改正する条例についてでありま

す。

本案につきましては、下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準等について、条例に規定するものであります。

次に、議案第31号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例についてであります。

本案につきましては、老朽化による岡部家施設の一部解体撤去に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第32号 指定管理者の指定についてであります。

本案につきましては、宝達志水広域勤労青少年ホーム及び宝達志水町民サッカー場の指定管理期間が、平成24年度末で終了することから、引き続き、押水フットボールクラブシニアを指定管理者として指定するものであり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第33号 石川縣市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更について及び議案第34号 石川縣市町村消防団員等公務災害補償等組合規約の変更についてであります。

両案につきましては、七尾鹿島広域圏事務組合が平成25年3月31日をもって解散し、平成25年4月1日から七尾市と中能登町として新たに組合に加入することに伴い、組合規約の変更を行うものであります。

次に、同意第1号 監査委員の選任についてであります。

本案につきましては、現在、委員を務めている山上達郎氏の任期が、今月の25日で満了となりますことから、引き続き、山上氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

本案につきましては、現在、委員を務められている中西輝一郎氏の任期が、今年の6月30日で満了となりますことから、中西氏を改めて人権擁護委員として、法務大臣に推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる決議を賜りますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（守田幸則君） 次に、13番 北 信幸君。

〔13番 北 信幸君 登壇〕

○13番（北 信幸君） 発議第1号及び発議第2号について提案理由の説明をいたします。

いずれも地方自治法の一部改正によるものであります。

まず、発議第1号 宝達志水町議会会議規則の一部を改正する規則についてであります。議案の提出について、議員に加え、委員会の提出に関する規定を追加するものであります。

また、本会議でも公聴会を開き、参考人を招致できることとなったため、この制度を導入するため、関係規定の追加をするものであります。

そのほか、地方自治法の条文に変更があったため、これを改めるものであります。

次に、発議第2号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法で規定されていた委員会の委員の選任方法、在任期間等が条例に委任されたため、新たに規定するものであります。

委員の選任及び辞任につきましては、議長の指名及び許可とすることに改めるものであります。

議員各位には、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（守田幸則君） 次に、11番 金田之治君。

〔11番 金田之治君 登壇〕

○11番（金田之治君） 発議第3号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

一昨年に設置されました議会改革特別委員会で調査検討した結果として、議員定数、議員報酬、期末手当については現状どおり、政務調査費につきましては政務活動費と改正されましたが、制度化しないとのものであります。ただし、議会の会議に出席したときの費用弁償につきましては、複数の会議を同日開催するなど、効率化と経費節減に努めておりますが、会議出席のための経費の実情、他町の支給状況等も調査し、検討した結果、引き上げるべきとの結論となったものであります。

議員各位には、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（守田幸則君） 以上で、提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎人事案件に対する質疑・討論の省略

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。同意第1号 監査委員の選任について及び諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件は、人事案件につき、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第1号及び諮問第1号の2件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することに決定をいたしました。

◎人事案件の採決

○議長（守田幸則君） これより採決を行います。

同意第1号 監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

同意第1号は原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（守田幸則君） 次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案に対する質疑

○議長（守田幸則君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○議長（守田幸則君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

2番 久保喜六君。

〔2番 久保喜六君 登壇〕

○2番（久保喜六君） 久保喜六です。

議長より発言の機会をいただきました。今回私は2点質問したいと思います。

まず、初めにお聞きしたいのは、中学校統廃合に伴い廃校になる中学校の卒業生への対応についてです。

世の中の少子化の傾向の中、どこの市町村も学校の統廃合という問題があり、その中で本町の大型事業である統合中学校は平成27年4月に開校予定と聞いております。

実は、先だって、70歳代の方から「同窓会をしようと思っているが、廃校になる志雄中学校の校歌を、その時にみんなで歌いたいのので校歌のCDか何か貸してもらえるかな」という相談がありました。私、早速、役場に相談したところ、現在、校歌のCD等はないという返答でした。そのようなことならと、担当課と志雄中学校の親切的な対応で急遽CDを制作していただき、また、その際に校歌の歌詞もつけていただいて、その人に一応お渡しをしました。その方は大変喜ばれておまして、その方がそのCDを返却する際に、私に「今後、廃校になる中学校を偲んで同窓会など、今後多く行われるのではないかと」、「このような校歌のCDを、また貸してほしいという声も多くなるのではないかと」ということを言っておられました。

そこで、私も同じ廃校になる中学校の卒業生としてお聞きしたいと思います。

廃校になる中学校の校歌のCDなどを町の図書館などで貸し出すことができるようになるかお聞きしたいと思います。

また、廃校に伴い、廃校式はもちろんですが、そのほかに廃校の卒業生に対しての配慮はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

次にですが、体罰の問題についてお聞きしたいと思います。

昨今、体罰問題がクローズアップされていると思います。皆さんはどうお考えでしょうか。様々な考え方がありますが、心身に傷が残る指導は絶対に避けなければなりません。

ただ、ここからが体罰、ここまでが許される指導といった明確な一般的な線引きを、すぐ出すことは正直難しいのではないかと私個人では思います。状況が多種多様であり、捉え方にも個人差があると思います。そして、体罰はあくまで結果です。結果が出てから何を言っても、どうしていくのか考えても、それは遅いと思います。結果が出てからでは遅いので、それまでの過程を大切にしなければいけないと思います。

指導における過程の一つに、相互の信頼関係、つまり指導者との信頼関係があります。スポーツなどでは、保護者と指導者との信頼関係もそうです。この信頼関係こそが指導の大もとだと私は思っております。

指導者は、自身の考え方や指導方針、現状や今後の展開などをどれだけ伝えられていて、全体で共有化ができていくか。また、選手、生徒や保護者の思いや理想をどれだけ聞き出せていて、どう反映させていくか。それらがなければ、いわゆる一方的な信頼関係になり、一方的な指導にもつながると思います。

簡単に言えば、コミュニケーションの大切さだと思います。指導者、選手、生徒、保護者は、常日頃からコミュニケーションをとって信頼関係を深めていくことが欠かせません。

最後に、最近のこの体罰問題の影響で怖いのが、とりあえず表面だけの指導しかしない、選手、生徒と深くかかわらない、何かあっても無関係を装ったり、責任転嫁をする、そういった指導をされる方が増えはしないだろうかということが心配です。「体罰反対」「暴力はいけない」と言うだけではなく、指導者は勉強を続け、選手や保護者とコミュニケーションをとって信頼関係を築いていく。周囲は選手、生徒も指導者も、よりよい活動ができるようサポートしていく。指導は決して一方的なものではなく、お互いが協力して一緒に前進していくものだと私は思います。

少し長くなりましたが、この体罰問題に対して、全般に対して、教育長の所見をお聞かせください。

また、当町で体罰問題なることはあるのでしょうか。これもお聞かせください。

あと、最近の体罰問題に当たって、町としては指導者への対応、予防処置などを行っているのか、この点についてもお聞かせください。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長（山下 茂君） 久保議員の御質問にお答えします。

体罰の問題全体に対しての御質問でございますが、御指摘のとおりでございます。体罰につきましては、昭和22年に公布されました、学校教育法第11条におきまして「校長及び教員は、児童、生徒及び学生に懲戒として体罰を加えることはできない。」と規定されております。いかなる場合であっても、体罰は絶対に許されないこととあります。

小中学校の学習及び部活動における生徒指導においては、児童、生徒とのコミュニケーションを図り、適切なる指導のもとに体罰問題が発生しないよう、今後、指導を徹底していかなければならないと考えております。

また、昨今、全国的に体罰問題が報道されており、自ら命を絶った生徒がおられることは大変残念でならないと考えております。

今後とも、今以上、児童、生徒が安心して、また、保護者に信頼される学校となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、本町で体罰問題なることはあるかとの御質問であります。いじめ同様、折あるごとに体罰の防止について指導してきたところでございます。しかしながら、文部科学省の依頼に基づき、昨年4月から本年1月までの間に起きた体罰の教職員への実態調査において、中学校の部活動で体罰と認められる事案がございました。生徒、保護者の方々には大変申しわけなく思っております。既に生徒、保護者への謝罪も済んでおりますが、今後、二度とこのようなことがないよう嚴重注意をいたしたところでございます。

また、3月に実施する児童、生徒及び保護者への調査を受けて、申告があれば、第三者を交えて当該教職員等に聞き取り調査を実施し、事実を確認することとしております。

次に、最近の体罰問題にあたって、町としてどのように指導者への対応、予防措置などを行っているかとの御質問であります。体罰やいじめなど、マスコミに報道されるごとに、学校長を通じて教職員、部活動外部指導者に注意するよう指示しております。

なお、外部指導者につきましては、学校長が認めた者で、学校長の指示に従い、顧問教員指導監督のもと、行うこととなっております。外部指導者単独で指導しないようにしております。

今後とも、体罰や誹謗中傷の暴言はあってはならないと考えており、継続的に注意を喚起してまいりたいと考えております。

残りの統合中学校にかかわる問題につきましては、課長より答弁させます。

以上で終わります。

○議長（守田幸則君） 学校教育課長 田村淳一君。

〔学校教育課長 田村淳一君 登壇〕

○学校教育課長（田村淳一君） 私のほうからは、中学校統廃合に伴い廃校となる中学校の卒業生への対応についての御質問でございます。

平成27年3月31日、長い歴史を刻んだ押水中学校、志雄中学校が、その歴史に幕を閉じることになります。その思い出とし、校歌CDを資料として残し、新しく開校する宝達中学校及び町立図書館で貸し出しできるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、卒業生に対する配慮についての御質問でございます。

他市町の先進事例の一例でございますが、実行委員会を組織し、記念誌の作成、販売を行っている事例がございます。先進事例を参考にし、平成25年度において、中学校統合準備委員会で取り組み内容等の協議をお願いをしてまいりたい、例えば、実行委員会の立ち上げ、学校の歴史の記念となる資料をおさめたものを作成するなど、検討をお願いをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 次に、4番 柴田 捷君。

〔4番 柴田 捷君 登壇〕

○4番（柴田 捷君） まず初めに、この3月をもって退職されます職員の方々、長い間、行政のために御尽力いただきまして、本当にありがとうございます。

今後は、健康に十分留意され、これまでの知識を生かし、地域の発展と町の発展に御尽力いただきますようお願いをしたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。

石川県は、去る1月28日、今年度新たに創設いたしました男女共同参画推進の取り組みを宣言する企業として、31社を初めて認定いたしました。

認定式で、谷本県知事は「男女共同参画は、企業・団体にとって、女性の視点は新しい価値を見出す。後に続く企業にお手本を示してほしい」との期待を込められたとの新聞報道がございました。

本町におきましては、平成21年に、男女共同参画行動計画が策定されました。そして、昨年、24年3月には、24年から26年度までの第2次男女共同参画行動計画が策定されております。この行動計画では、本町における基本的な取り組みの方向性と具体的な施策が示されたものとなっております。

そこで、この第2次行動計画について、進捗状況を定期的に点検、評価、公表するとと

もに、広く町民の意見を聞き、プランを推進しなければなりません。どのように点検、評価し、公表されているのでしょうか。

次に、政策や方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大促進について、第2次行動計画では、各種審議会や委員会における構成員については、男性・女性を偏ることなく選出し、女性委員の割合が35%以上を目指すこととなっておりますが、目標を達成できるのでしょうか。

本町の男女共同参画推進委員の方々が、啓発活動に一生懸命取り組んでいらっしゃいます。男女共同参画というのは、女性だけのものではございません。この啓発活動が、もう少し積極的に役場並びに議員、町民の方々みんなが、やらねばならないとの意識を持たなければならないのではないかと考えておりますが、町当局としてどのように思っているのでしょうか。

現在の本町における各種審議会や委員会の現状と女性委員の参画状況はどのようになっているのでしょうか。

女性委員の参画が進まない理由は何か。

また、各種団体等の委員には充て職が多いと思われませんが、これも一因になっているのではないのでしょうか。

3点目は、女性職員の管理職登用について、第2次行動計画では、意欲と能力のある女性職員を積極的に登用するほか、施策の企画・立案・決定の場へ参画を図るよう努めるとしております。

本町の一般行政職における女性管理職はゼロでございます。私が議員になりましたのは、平成19年でございますが、女性管理者が登用された記憶はございません。

石川県では、職員の管理職に占める女性の割合は、平成22年のデータによりますと8.2%です。その他の役づけ職員の割合は24.9%となっており、年々緩やかに上昇しております。また、一般企業では少な過ぎるとの指摘もありますけれども、7.2%となっております。

男女共同参画というのは、まちづくりの基本にあると思います。男女格差のない人事配置は当然といたしましても、すぐれた能力と意欲を持つ女性職員が、自信を持って管理職を目指し得る環境づくりに努めることが大切であって、それが女性管理職の登用につながるのではないのでしょうか。

町当局として、どのような環境づくりがなされているのでしょうか。

本町では、平成23年3月に人材育成基本方針が制定されましたが、人材の育成は、町当局の責務であると考えますが、その認識はおありでしょうか。

女性管理職がない、その理由は何でしょうか。どのような問題があるとお思いでしょうか。

最後に、今後の女性職員の管理職登用について、町当局の方針、考え方をお聞きし、一般質問を終わります。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定されて以来、国を挙げて男女平等への実現に向けた、様々な取り組みが進められております。

これにあわせまして、本町においても男女共同参画に取り組んできたところでございます。具体的には、平成21年3月に第1次宝達志水町男女共同参画行動計画、平成22年11月に宝達志水町男女共同参画推進条例、それから、平成24年3月に第2次の行動計画を策定しております。施策決定過程において、男女ともに参画する機会が確保されますように、各種審議会等に女性委員の比率が35%以上にすることや、あるいは施策の企画立案及び決定の場への女性の参画を図るように努めているところでございます。

第2次の行動計画の進捗状況については、町男女共同参画審議会において、平成24年度の進捗状況の点検、評価を踏まえ、町ホームページで公表していくとともに、町民の方々から様々な御意見を募ってまいりたいと考えております。

次に、女性職員の管理職登用についてであります。社会情勢の変化などによりまして、行政運営も大きな転換期を迎えている中で、町を取り巻く環境の変化も的確に捉えまして、住民の要請に応え得る職員の育成が重要であるというふうに強く認識しておるところでございます。

その上で、男女の区別なく、それぞれの職員が持てる個性と能力を発揮して、住民サービスの向上が図られるように、各種研修を通じまして職員の資質向上に努めております。より上位の職を目指し得る環境づくりに取り組んでいるところでありますが、こうした中において、本町の女性管理職については、合併後にあつては3名を課長として登用した実績があるものの、議員御指摘のとおり、現在は一般行政職における女性管理職はゼロの状態ということになっております。

管理職には男女に関係なく求められる能力と、それから、役職につくまでの経験年数が必要でございます。求められる能力といたしましては、部下の管理、育成能力、リーダーシップ、問題形成・解決能力がございます。また、役職につくまでの経験年数については、そのときの職員全体の年齢構成にもより変動がございますけれども、おおよそ20年以上の経験を目安といたしております。

能力がありますけれども、経験年数の浅い職員が昇格する、いわゆる抜てき人事というものは、時として組織崩壊のおそれもあることから、これは慎重に取り扱っていかねばならないというふうに考えております。

以上のような状況から、来年度当初人事においては、管理職昇格者が出ない状況にあると思っておりますが、管理監督者への昇格希望者が数名いるというふうに聞いておりますので、その意欲を買う必要があらうかと思っております。

なお、詳細につきましては所管の課長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（守田幸則君） 総務課長 太田永作君。

〔総務課長 太田永作君 登壇〕

○総務課長（太田永作君） 柴田議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、平成24年3月に策定した第2次宝達志水町男女共同参画行動計画についてでございますが、本年2月18日、一昨日ですが、開かれた審議会の場合において活発な御意見を多数いただいたところであり、進捗状況及び審議会の会議録につきましては、町のホームページにより公表する予定にしております。

なお、審議会の委員につきましては、町区長会や人権擁護委員、商工会、JAはくい等の代表、さらには公募された委員など、様々な分野の団体などから10名の委員を選出し、幅広い意見の集約に努めているところでございます。

次に、各種審議会及び委員会等の女性委員の構成比率目標35%以上の達成状況でございますが、現在の構成比率が25.9%となっており、目標値よりも約9%低い状況となっております。

このことにつきましては、各所管に共通して言えることでございますが、委員推薦母体の各種団体における女性登用の総数が、絶対数少ないことが女性委員の参画が進まない一つの理由として考えており、地域社会における女性の地位向上や活躍の場を増やすことが最重要課題と考えております。

また、各種審議会の委員選出方法についてでございますが、各種団体からの代表という形での選出や公募により幅広く選出することなど、男女が偏らないように努めているところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、充て職による委員選出があることや公募によっても応募が少ないことなどにより、女性委員の参画が推進されていないのが現状でございます。

そこで、本町では、現在できるだけ審議会委員の充て職を設けないよう見直しを図っておるところでございます。

今後とも、各種団体に女性委員の推薦を働きかけ、女性委員の構成比率35%以上を目指すとともに、男女ともに参画する機会が確保されるよう積極的に推進してまいりたいと考えております。

なお、それぞれの所管ごとの状況といたしましては、総務課では3つの審議会等がございます。女性委員の構成比率は30%、情報推進課では1つの審議会等がございます。女性委員の構成比率は14.3%、環境安全課では5つの審議会等があり、女性委員の構成比率は6.7%、税務課では1つの審議会等があり、女性委員の比率は0%、住民課では3つの審議会等があり、女性委員の構成比率は30%、産業振興課では1つの審議会等があり、女性委員の構成比率は0%、ふるさと振興室では1つの審議会等があり、女性委員の構成比率は11.1%、健康福祉課では7つの審議会等があり、女性委員の構成比率は38.4%、保健予防課では2つの審議会等があり、女性委員の構成比率は47.5%、議会事務局では1つの審議会等があり、女性委員の構成比率は0%、学校教育課では5つの審議会等があり、女性委員の構成比率は29%、生涯学習課では4つの審議会等があり、女性委員の構成比率は33.4%となっております。かなりちょっとばらつきもございますが、専門的なところは、どうしても女性比率が少ないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 4番 柴田 捷君。

〔4番 柴田 捷君 登壇〕

○4番（柴田 捷君） 具体的に答弁いただきました。ありがとうございます。

先ほど町長の答弁の中でも、いわゆる課長を補佐する課長補佐がいないと、いないというか少ないわけでございますが、それが現状だということだと思います。必要なことは、職員一人一人が置かれている環境というのは、町当局のトップがどのような環境づくりを

しようとしているのかに決まってくるんじゃないかと、そのように思っております。

今後とも積極的な取り組みを期待したいと思います。答弁は結構でございます。

○議長（守田幸則君） 次に、1番 寶達典久君。

〔1番 寶達典久君 登壇〕

○1番（寶達典久君） 寶達です。

議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

私は、町内の図書館のあり方についてお尋ねします。

当町には押水図書館、志雄図書館の2つの図書館がありますが、私は押水地区在住で、主に押水図書館を利用しておりますので、こちらを中心に話をいたします。どちらかが大事だからという理由からではありません。念のため申し上げておきます。

私は月に何度か図書館を訪れます。図書館に入ると、まず大変きれいだなと感じます。清掃が行き届いた館内に整然と書架や机が並べられ、蔵書がおさめられています。館内には、こうした備品が無表情に並んでいるだけでなく、手づくりの飾りですとか俳句等の趣味の創作物の展示がありまして、館内を明るく文化的な雰囲気にはしていると感じます。

また、こうした文化サークルの発表の場として活用されていることは、そのような場が余り多くない当町において施設を有効に利用している、好例であると考えられます。

また、館内にある利用者向けの備品、図書館家具とでもいいますか、書架や机等を見ますと、例えば机は天板が広い使いやすいものですし、児童書のコーナーにあるソファは安全性が考慮され、温かい色遣いのものが使いやすく配置され、本に親しみやすい環境がよく整理されていると感じます。

こうした充実した館内整備は、開館以来、関係者がよりよい図書館をつくり上げることを目指し、試行錯誤を積み重ねてきた成果であると考えられます。よりよい図書館づくりのために施設整備とともに大切なのが、蔵書の充実であります。利用者の期待に応えられる魅力的な蔵書構成を目指し、知恵を絞り、時間をかけて、お金をかけて、多くの本がおさめられてきました。本を借りに来る人の中には、特に目当てはないが、おもしろい本があると思って探しに来た。そのような方もおられます。よい本がそろっていると利用者から信用されている蔵書構成だということが出来ます。

また、当町の図書館にない本は相互貸借サービスを利用して、ほかの図書館から借用することも可能です。図書館は自治体が独自の予算で整備した自治体固有の施設という枠を超えて、全国規模のネットワークを築き、貸し出しの活性化を進めています。

ところで、よい蔵書というのは本の中身だけから言うのではありません。物として多くの人に大切に利用されてきたことにも価値があるのです。多くの利用を経て傷んでしまった本は、1冊1冊が丁寧に修繕され、再び書架に並びます。本の修繕は職員だけでなく、ボランティア活動や学生の職場体験でも行われています。このように大切にされている本を手にしたとき、みんなの本をみんなで大切にしていって、そして、本に限らずすべての公共物を大切に利用する。こうした思いを新たにすることは大切です。

こうした素晴らしい環境に引き寄せられるように多くの方が利用しています。個人での利用に限らず、様々な年齢層が参加する読書会や手づくりの工作の会なども開催されています。本に親しむ場所という存在にとどまらず、様々な文化活動が行われているのです。実に活力にあふれた、当町の魅力の一つと胸を張れる施設であると思います。

また、現在、当町においては高齢化の進行が大きな問題となっています。1人の高齢者を何人の現役世代が支えていくのか、医療費や介護費の増加にどのように対処するのか、大変難しい問題ですが、高齢者を支えられる対象として捉えるのだけではなく、健康で生きがいを持ち続けて生活できる、そのような高齢化社会を目指し、高齢化の進行に向き合っていくためには、こうした発想と施策が重要であると思います。

来館者には高齢者も多くいらっしゃいます。何歳になっても尽きることがない知的欲求を満たそうと、多くの方が訪れます。図書館に出かけて本に親しむことがよい刺激となり、心身の健康増進につながっていくことが期待されます。これからは高齢者を対象とした、例えば大活字本のコーナーを設置する等のサービス提供や、郷土の歴史に関する知識を提供していただき、保存していくような活動、また、高齢者向けの講座の開催等も元気な高齢者が増加することを目指すために有意義なことであると思います。

このように図書館は様々な年齢層の多くの利用者が、実に多様な目的のために利用しています。利用者の数だけ利用目的があると言っても過言ではないと思います。そのような制度をもって捕捉し切れないような一つ一つの目的に応えている、生涯学習の基盤となっています。

ある人は言いました。「図書館は人類の魂の宝庫である」、これまでに多くの人の思いが長い時間をかけて、現在の素晴らしい図書館を育て上げてきました。図書館に宿る魂を大切に、これからも多くの人の魂が満たされるように、2館の図書館が維持され、図書館サービスが一層充実していくような施策の実施に期待し、質問を終わります。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 寶達議員の質問にお答えいたします。

昨年の6月議会にもお答えしたとおり、行財政改革による公共施設統廃合計画につきましては、図書館も例外とせずに進めていくことといたしておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

なお、宝達中学校図書室は一般住民の方々にも開放しまして、利用していただけるように整備をしていくことといたしております。

しかしながら、防犯上の問題、あるいは施設の利用範囲、あるいは制限などを十分検討いたしまして、これらの課題が整備できた段階で、統廃合の実施時期を見極めてまいりたいというふうに思っております。

なお、町立図書館と同様な活動は確かに難しいと考えておりますけれども、学校図書室の利用形態や運営なども今後検討した後で、また、実施時期を考えてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 1番 寶達典久君。

〔1番 寶達典久君 登壇〕

○1番（寶達典久君） 行財政改革の一環で図書館の、押水図書館ですね、廃止というか宝達中学校図書室への移管ということを御検討のようではございますけれども、行財政改革ということは、当然支出を抑える。これも大事なことですけれども、現在あります資産を活用していくということも大事だと思います。

私、今、申し上げましたように、建物はもちろんですけれども、蔵書ですとか、多くの利用者がおられる。あの場所に長いことあったから、これまでと同じように利用していきたいと、そう思われる方が多くいらっしゃいます。そういうものですとか人の心、そうしたのも町の大切な資産として現在あるわけですので、こうしたものを大切に、これからも活用するというか押水図書館を残して生涯学習の推進に資する、このようなお考えもどうか持っていて、再検討していただきたいと思えます。

また、宝達中学校の図書室を利用するということは、今、町長さんおっしゃいましたけれども、防犯をはじめとして多くの問題があると思うんです。それで、対策をするとしても学校関係者に多大な負担がかかるのではないかという心配もあります。主にこうした2点から、ぜひ押水図書館は現在の形で残していけるように再検討していただけますように、どうかお願い申し上げます。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 寶達議員の再質問にお答えいたします。

町の合併そのものの理由というのは、やはり効率的な行財政運営ということになります。合併した場合に、同じ施設が2つあるということになれば効率が悪いと、だから、それも合併するというので、公共施設の統廃合の中にも、あと残っているのは図書館だけというようなことで、ほとんどあとは整理されております。そういうことから利用者の特定の方々に偏っておるといふようなこともございますし、いろいろ検討した結果、そういうようなことの結論が出ておるだろうと思います。だから、あくまでも一応基本方針は変えずに、効率的な行財政運営をやるためには、どうしても時期は別として、2つの図書館は1本にしていきたいというふうな考え方は、基本線としては変わっておりませんので、御理解のほどをひとつよろしくお願いいたします。

○議長（守田幸則君） 次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、以下5点について一般質問いたします。

まず、介護保険についてであります。今回は介護保険料についてお聞きします。

先月1月の終わりに私のところに夫婦とも介護保険料が急に値上げになって困っているという相談がありました。その方の介護保険料納入変更通知書を見ますと、年間の介護保険料が、これまでの年間5万1,300円が8万5,500円に3万4,000円も値上がりとなりました。奥さんも年金額は変わりませんが、夫の影響を受けて年間5万1,300円から6万8,400円へと1万7,000円も値上がりしていました。介護保険料だけで、この高齢者2人だけの世帯の方で合計5万円を超える引き上げであります。

なぜ急に5万円もの引き上げがされたのか調べてみますと、2つの原因がありました。1つは、以前の自民政権時代に公的年金控除の縮小や高齢者控除の廃止など、高齢者の年金の税金控除の額が小さくなったり廃止されたりしたことでありました。以前は年金額が200万円近くまで無税でありました。高齢者からの収奪の強化が大きな背景にあります。いま一つは、宝達志水町の介護保険料の徴収段階の少なさの問題だと考えています。

それでは、お聞きしますが、昨年、年金額が147万5,000円の、今、紹介した方が、今年、厚生年金の時効特例給付金の申請決定により、年間の年金額が5,500円増えて148万500円、

年金額が148万500円となりました。奥さんは年金額は100万円余の方であります。去年と変わりません。年金額が昨年度より5,500円増えたら介護保険料が2人で一気に5万円も増える仕組みについて、健康福祉課長の説明を求めるものであります。

ちなみに、この宝達志水町の高齢者御夫妻の介護保険料を介護保険の徴収段階が多く設定され、住民生活への考慮がされている加賀市に換算すると、私の計算では夫婦で合計4,200円の引き上げで済みます。宝達志水町に来ると5,000円の1年間の年金の値上げで介護保険徴収段階表では5万円を超える値上げ、同じ介護保険なのに加賀市に行くと10分の1の5,000円の値上げで済むのであります。そのかわり、加賀市では所得金額が500万円を超える高齢者の方の介護保険料は、宝達志水町よりも1割増しです。1,000万円を超える高齢者の方の介護保険料は宝達志水町よりも1割3分増しで高くなっています。介護保険は福祉の制度にもかかわらず、宝達志水町の介護保険料徴収段階は低所得者に厳しいものとなっています。福祉の名に値しないものとなっているのではないのでしょうか。そういう認識はおありでしょうか。町民の生活実態に沿った福祉の制度に値する介護保険徴収区分表が求められていると思いますが、如何でしょうか。

次に、就学援助制度の準要保護の基準についてお聞きいたします。

文部科学省は、教育基本法第4条、学校教育法第19条に基づき、就学援助にかかわる財政措置の通知を新たに2006年6月15日に地方自治体に出しています。そこには就学援助の適切な実施と、市町村教育委員会はこの制度の趣旨及び基準等について周知することとしています。そして、保護者に対しては、広報などを通じ、申請手続の周知徹底を図ることとあります。

御存じのように2010年からは給付内容に部活動費や生徒会費、PTA会費などが就学援助の項目として追加されました。

まず、宝達志水町の就学援助制度の適応の基準に生活保護基準を採用しているかどうか、これをお聞きします。そして、その基準は、県内の他の自治体と比較してどういう位置にあるのかもお聞きいたします。

次に、生活保護基準の引き下げを含めた平成25年度予算案を政府自民党・公明党が国会に提出し、3年間で740億円も削減することが審議されています。日本の生活保護基準の低さは、資本主義国中、恐らく最低に位置するものですが、それをもっと引き下げようというものであります。生活保護基準は最低賃金に影響を及ぼし、働くものや年金受給者にも関係がある基準であります。今回お聞きしている就学援助制度にも影響を及ぼします。

具体的な削減案も国会に上程されていますから、行政サイドでわかると思いますのでお聞きしますが、現在、準要保護になっている方々にどのような影響を及ぼすのかお聞きいたします。

生活保護の基準が就学援助の準要保護の基準に影響を及ぼすことがはっきりしています。そのやり方は、これまで認定されていた方々の一部の方々を認定から外すという方法と、保護基準の縮小であります。決して生活保護基準は高くありません。そんな調査を行った医療機関があります。日本国憲法、教育基本法、学校教育法に則った就学援助にするために、改善が図られなければなりません。生活保護基準の制度改悪が行われようと、影響の出ない基準に町の基準を引き上げていく必要があるのではないのでしょうか、如何でしょうか、お聞きいたします。

次に、第2次宝達志水町行財政改革案に示されている町図書館の統廃合問題についてお聞きいたします。

寶達議員とは重なりますが、違う視点で質問したいと思います。

我が町の2つの図書館は、実に精力的な活動を行っています。町民の教養に資するという活動では、子どもへの働きかけが顕著であります。4カ月健診の乳児に絵本のプレゼントに始まり、毎月町内5つの保育園での読み聞かせ、7つの小中学校へ出かけての高学年、低学年に分けた読み聞かせで、子どもたちに人の話を聞く力と感じる心を育てています。続けることで保育園児の段階で話をじっと聞くことができるようになっていきます。集中力がついてくるのであります。また、学校図書室との連携も密にしています。ある小学生を持つ母親は、本を通してじっくり心をつくっていく活動を図書館が行ってくれていると話しておりました。まさに、そのとおりだと思います。

成人にとっては散歩がてらに行く図書館は心安らぐ教養の場、宝達志水町の歴史や歴史的遺産を知る場でもあります。受験生にとっては学習の場でもあり、幼い小学生にとっては共働きの親が帰って来るまでの安心して宿題をする場所でもあります。最近では、押水図書館を使った宝達志水町出身の全国的に有名な芸術家の方々の作品展示会が、ボランティアの方々の力で開かれ、それを我々町民が鑑賞する場にもなっています。ちなみに、昨年は2,500名を超える町内外の方々が押水図書館の2階展示室に作品鑑賞に訪れたそうあります。図書館が交流人口の増大に大きく貢献しております。図書館を訪れた芸術家の方々は全て、押水図書館の2階展示室の素晴らしさ、作品展示に適した部屋になっていることに驚かれます。そして、この展示室がある限り、また展示をさせてもらおう。そういう

ボランティアの発言をして帰られます。うれしいことです。これにはまさに図書館法第3条でいう、図書館奉仕を少ない予算の中で実践している我が町の図書館の姿があります。

町長が4年前に、協働のまちづくりを提案して町長になりましたが、それを見事に文化の面で実践しているのが、この宝達志水町の2つの図書館であります。どれか1つが欠けたら、その一方の守備範囲をカバーできないのであります。ただ残念なことに、津田町長が町長になられてから本の貸し出し数が3万冊減っています。図書館の利用人数も減っています。これは根拠があります。図書購入費の予算を一時期の10分の1に減らし、図書館の運営費もばっさり削ってしまったのですから当然です。いい文化を次の代につないでいく役割、図書館は持っています。それを縮小しようという人には、町長には絶対になってほしくない。町民は考えるでしょう。目先のわずかな数百万というお金のために、町民が長い歴史をかけて作り上げてきた町民の文化の価値を捨ててしまうことになるのでありますから。

さて、第2次行財政改革大綱では、町図書館は統廃合の計画が立てられているといえます。私は今、紹介した我が町の図書館を統廃合しようという人は、図書館が果たしている役割を知らないだけでなく、恐らく図書館にも行かれてないのではないかと考えています。人間は、お金もうけだけでは生きていけません。宝達志水町は県内でも全国に活躍する有名な芸術家を生みだしているところでもあります。逆に言えば、そういう文化人を輩出する町の文化があるからであります。その文化を守り、つなげていこうというのが2つのそれぞれの図書館の役割の1つでもあります。

さて、第2次行政改革大綱は、住民サービスを低下させることを避けながら効率化を図るとあるが、間違いありませんか。これについて図書館協議会は、どう言っておられるかもお聞きします。

次に、これまでの私の考えを述べましたが、行政側は図書館の活動をどうつかんでいるのかお聞きします。図書館の図書貸出数及び図書館活動への町民の評価をお聞きします。私は、図書館を統廃合し、そのかわり合併中学校の図書室を町民が使えるようにするという発想は、図書館は本の貸し借りだけを行うものと思っている方、図書館の役割を知らない方の発想だと考えます。2つの図書館の果たしている役割は、図書室ではできません。図書館の統廃合は見送るべきだと考えますが、町長如何でしょうか。

次に、原子力防災計画についてお聞きいたします。

原発反対住民運動組織である富山の連絡会の方々が、今月16日午後2時から3時の間に

志賀原発近辺から200個の風船を連絡先をつけて飛ばし、この時期に原発事故が起こったとき、放射能は風に乗って、どういうスピードで、どの方向へ行くのかの実験を行いました。すると、最初は南の方向に、つまり北の風により志賀町から宝達志水町の方向に風船が飛んで行き、それから西の風、北西の風に変わり、急カーブをして、3、4時間後の午後6時過ぎには埼玉県秩父市から、この風船が到着したという連絡が入りました。そして、夜の8時には、千葉県木更津市から到着の連絡が入りました。驚くべきスピードと飛行距離でありました。立山アルプス連峰を一気に飛び越していったようであります。

こういう実験もしながら、現実的な原子力事故の避難の経路を探していくことが、住民の安全を守る上で重要です。全ての住民の放射能被曝を避けるために、避難経路と避難場所を探すのは、難しい理論をつくり出す問題ではありません。やる気と地道な調査と大胆な避難場所提供依頼ができるかどうかという問題だと思っています。人任せにできるものではありません。

地元新聞に掲載されていた県の避難計画は無責任な計画に思えて仕方ありません。なぜなら、実際に実験で南に風船が向かって行ってから、どこかの地点で急に急カーブしたのですから、県の計画は宝達志水町民は風船の飛んで行った南にある。30キロしか離れていない金沢市に避難しろというのです。

さて、環境安全課は、原子力防災計画案をどのように策定するつもりですか。1万4,000人の町民全てを放射能事故から守ることができないと判断するなら、事故の根源である原発の再稼働は絶対するなど、電力会社や県・国に伝える必要があると思いますが、如何でしょうか。町長はそれができますか。

5点目は、平成25年度予算案で計上されている合併振興基金7,600万円を土地開発基金に積みかえ、土地開発公社の負債の返済のために貸し付けるというものであります。公有地の拡大という目的はありますが、負債の返済のために土地開発公社に貸し付けることはできるのか。できるとすれば、その根拠法を教えてください。

先に提示しました次の質問は、土地開発公社が任意団体と誤解していたための誤った質問であるため、提出していた第2の質問は省きます。

3番目に、次に、土地開発公社の負債は、第一義的には土地開発公社が行うのが筋だと思うが、如何でしょうか。少なくとも、現在の実勢価格と購入時価格との違いの責任は土地開発公社が負うものとする必要があると思いますが、如何でしょうか。この土地開発公社の負債がなかったら、特に免田用地の不可解な取得がなかったら11億数千万円という

合併振興基金は、町民の暮らしや福祉のために使われるわけであります。免田用地取得を進めた土地開発公社などの反省がないままなら、また同じことが繰り返され、行政と議会によって町民が不利益をこうむることにつながるのではないのでしょうか。それを二度と繰り返さない措置が必要であります。町長はそう思いませんか、答弁を求めます。

以上。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、介護保険料の徴収区分につきましては、次期の介護保険事業計画策定時に、他市町の例を参考に適正な段階設定について、介護保険事業計画等策定委員会で協議、検討していただきたいと考えております。

次に、準要保護における町基準の見直しについての御質問でございますが、就学援助の観点から、少なくとも現基準相当を維持したいと考えておりますが、今後、改定される生活保護基準がはっきりした段階で、検討しなければならないというふうに考えております。

次に、図書館の統廃合についての御質問でございますけれども、先ほど寶達議員にお答えしたとおり、防犯上の問題など、各種の課題が整理された段階で、機能の意見について考慮したいというふうに考えております。

また、貸出件数が全国的に見ましても大きな成果を上げております。これは移動図書館の効果が上がっておるということからでございます。今度、移動図書館の車の更新を考えておるところでございます。

次に、原子力発電所については、国のエネルギー政策として進められてきたものでありますので、代替エネルギーの確保が不透明な状況で、原発をなくす働きかけは難しく、現実的ではないというふうに考えております。

町民一人でも原発事故等による被害を出したくないという思いで、県にもいろいろと働きかけをしております。そのことによりまして、環境放射線モニタリングポストも町内に2カ所設置されました。

地域防災計画の原子力防災編につきましては、県の指導のもとで3月末までに策定できる予定でしたが、国の指針等の遅れがあったために、翌年度にずれ込む可能性が出てきました。この原子力防災編が策定されるまでは、暫定版で対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、土地公社の問題でございますけれども、長引く不況の低迷によりまして、保有土地の売却が進んでいないのが現状でございます。土地開発公社の運営は、民間金融機関から短期の借り入れによる苦しい資金繰りを行っていることから、土地開発公社の経営健全化が急務でございます。

そこで、昨年度（平成23年度）から、土地開発公社の金利負担軽減策といたしまして、合併振興基金を活用し、資金貸し付けを行っており、平成37年度をめどに借入金債務を全て解消する計画で進めております。このことは、議会でも説明してきており、議論、理解が得られているものと考えております。

なお、その他の御質問については、細部は関係課長から御説明をさせますので御理解を賜りたいと思います。

○議長（守田幸則君） 財政課長 松浦敏昭君。

〔財政課長 松浦敏昭君 登壇〕

○財政課長（松浦敏昭君） 私のほうからは、土地開発公社への貸付金の問題についてお答えをさせていただきます。

土地開発公社への貸付金につきましては、合併振興基金から直接貸し付けるのではなくて、合併振興基金を活用いたしまして、町土地開発基金のほうから貸し付けを行っております。町土地開発基金条例第7条の規定によりまして、管理については、町長が別に定めるということになっております。また、町土地開発基金管理運用規則第4条第1項におきましては「基金に属する現金は、原則として宝達志水町土地開発公社に貸し付けて運用する。」と規定されております。

町では、平成23年度に決めました土地開発公社への貸付計画に基づいて、計画的に土地開発基金を経由して、土地開発公社に無利子で資金を貸し付けております。

なお、議員の御指摘では7,600万円ということですが、正確に言いますと、平成25年度の予算におきましては対前年度7,600万円増の1億6,100万円を貸し付ける予定となっておりますので、御了承願います。

私のほうからは以上で説明を終わります。

○議長（守田幸則君） 環境安全課長 栗原政典君。

〔環境安全課長 栗原政典君 登壇〕

○環境安全課長（栗原政典君） 小島議員の御質問でございました、地域防災計画の原子力防災編策定状況につきましては、国の原子力規制委員会の指針が、避難の判断基準を先

送りするなど不十分なため、県や市町の原子力防災編策定が停滞状況となっております。

規制委員会は、10月末に原発事故に備える緊急防護措置区域、UPZでございますが、これを「原発からおおむね30キロ圏」を目安に設置することを柱とした同指針を決定いたしておりますが、UPZ内の避難や屋内退避を判断する基準などの具体化は先送りされていきます。

規制庁は「3月は一つの目安」とし、策定の遅れもやむを得ないとの認識を示しており、この避難基準や広域避難などの課題が示されなければ実効性のある計画をつくれず、策定作業が滞っております。

本町においても、国や県が方向性を示してもらわない限り、3月までに策定するのは困難な状況であり、いつまでに策定できるかは不明確でございます。これまでの間、その間、昨年10月、県指導により整備されました「原発からおおむね30キロ圏」の市町向けの原子力防災に対する暫定版、これを本町の原子力防災編として扱っております。

この暫定版は、原発立地町の原子力防災編を参考に原発施設から30キロ圏までのUPZとなった県内の市町が全て整備しております。

なお、今月22日、明後日ですか、には県の防災会議を受けての原子力防災に係る市町連絡会議が開催される予定であり、より具体的な避難計画要綱が示されることとなっております。

○議長（守田幸則君） 健康福祉課長 松栄 忍君。

〔健康福祉課長 松栄 忍君 登壇〕

○健康福祉課長（松栄 忍君） 小島議員の介護保険料に関する御質問にお答えいたします。

御質問にありました御夫婦の介護保険の例でございますが、まず、年金収入に伴う所得についてでございますが、65歳以上の方の公的年金等の収入にかかる年金控除の額は、現在120万円となっております。奥さんの年金収入が120万円以下ならば、所得はないということになります。

また、年金収入、今、御質問の中では147万5,000円というふうにおっしゃられたと思うんですが、147万5,000円の御主人の場合は、147万5,000円から120万円を控除した27万5,000円が所得ということになります。

住民税におきましては、所得が28万円以下の場合は非課税ということで、お二人とも住民税は課税されず、この世帯は住民税非課税世帯ということになります。

一方、介護保険料でございます。この世帯は住民税非課税世帯であります。お二人とも年金収入が80万円を超えているということになりますならば、この場合、介護保険料の所得段階の6段階のうちの第3段階にあたりまして、介護保険料はそれぞれ年額5万1,300円ということでございます。

次に、この御夫婦のうち、御主人の年金が5,500円増えたらどうなるかということでございますが、御主人の収入が148万500円となります。そこから120万円を控除いたしますと、所得は28万500円ということになりまして、住民税の非課税限度額であります28万円を超えることとなります。

この場合、住民税の所得割というものはかかってはきませんが、4,500円の均等割というものが発生し、住民税課税世帯ということになります。

介護保険料につきまして、このように御主人に住民税が課税されたということに伴いまして、要件といたしまして、御主人本人が住民税課税で、前年の所得が190万円未満ということから、これは所得段階というものの第5段階にあたりまして、保険料は年額8万5,500円、一方、奥さんにつきましては、所得は変わらないと、所得がないということでございますが、御主人が住民税課税となったと、それに伴い課税世帯になったということで、奥さんの場合、介護保険料は第4段階の年額6万8,400円ということになります。

この違いでございますけれども、介護保険料の決定要因の一つとして、制度上でございますが、住民税の課税の有無が大きなポイントとなっております。このことから、わずかな金額でも所得が住民税の非課税限度額であります28万円を超えますと、介護保険料の所得段階というものが変わってくるということでございます。

この介護保険料の所得段階でございますが、国の標準は6段階としております。本町も6段階ということにしております。

ただ、この所得段階につきましては、介護保険施行令では、町が被保険者の実情に応じて細分化、あるいは多段階化、すなわち段階を増やすことができることになっております。このように所得段階の区分を増やせば、段階ごとの保険料の差が小さくなり、保険料の負担増の幅が少なくなるということになりますが、その内容につきましては、全体的なバランスを考えて取り組む必要がございます。

そういうことから、今後、被保険者の所得と保険料の負担能力のバランスに十分配慮しながら、次期の介護保険事業計画の策定段階におきまして、適正な段階区分の設定につきまして検証、そして、検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 学校教育課長 田村淳一君。

〔学校教育課長 田村淳一君 登壇〕

○学校教育課長（田村淳一君） 私のほうからは、本町での準要保護の認定基準は生活保護基準を採用しているのかとの御質問でございます。また、県内自治体の中で、それはどんな位置なのかと、この2点、もう1点ございますが、このまず2点につきましてでございます。

本町での準要保護の認定基準は生活保護基準を採用しております。その基準の1.2倍を基準として運用いたしております。

次に、県内自治体の状況は、13市町が1.3倍以下、2市町が1.2倍以下でございます。本町は1.2倍以下という、この中に入っております。所得による認定要件のないところが3市町、その他所得のみで認定しているところが1町でございます。このことから、他市町とほぼ同じ程度の水準であると認識をいたしております。

次に、生活保護基準の引き下げに伴い、現在、準要保護となっている方々にどのような影響を及ぼすかとの御質問でございます。

現在、生活保護基準により算定され、認定されている児童、生徒の中に、2人が認定外となる可能性がございます。

以上です。

○議長（守田幸則君） 生涯学習課長 村井伸行君。

〔生涯学習課長 村井伸行君 登壇〕

○生涯学習課長（村井伸行君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

町行財政改革で図書館の統廃合に関する御質問と、これについての図書館協議会の意見についてであります。図書館の統廃合による住民サービスの低下しない方法については、新中学校図書室の活用も含めて総合的に検討していきます。

また、図書館協議会としては「おおむね了承」の御意見でございました。

次に、2つの図書館の図書貸出数、図書館利用者数、近年で年間多いときはどれだけか等につきましてですが、押水図書館は、平成19年度の貸出冊数が7万8,711冊、利用者数が1万8,882名、志雄図書館は、平成18年度の8万5,777冊、利用者数2万4,669名が最も多くなっております。

次に、図書館、図書館が行っているその他の活動（読み聞かせ活動、芸術作品展示等）

について町民からどのような評価についてですけれども、読み聞かせにつきましては、図書館司書・図書館ボランティアの方々によって、町内の保育所、小中学校にも出向いて実施しております。平成23年度に子どもの読書活動優秀実践団体として「ふきのとう」が文部科学大臣表彰をいただいております。芸術作品の展示については、本来、図書館の活動のうちのものではございませんが、要望に応じて御利用いただいております。

次に、実際に中学校の図書室を図書館機能を持って実施している公立中学校についてでございますが、県内、あるいは全国で学校開放、図書室の開放をしている学校は多数ございます。

以上でございます。

○議長（守田幸則君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 再質問を3点いたします。

1点目は、就学援助制度の準要保護の基準についてですが、先ほど町長答弁先にされたわけですが、課長との答弁とどうつながりがあるのかということをお聞きいたします。具体的には、2人の子どもたちが認定外になる可能性があるというおそれですよ。これは町長の答弁との関係では、これはそのままほっておくという意味なのか、それとも、この子たちもきっちり入れるような状態にする、具体的には生活保護基準の1.2倍というのは県内で2つだけですよ。あと1.3、1.5というのはありますけれども、そういうところにまで引き上げるということなのか、具体的に町長の答弁、先ほどの御答弁の再質問いたします。

2点目ですが、とにかく行政で決めたら、もうしゃにむに走る、統廃合をやる、あと図書館だけだから統廃合をやるという答弁が先ほどもありましたけれども、私、少なくとも利用されている方、この方々の意見を聞くというのは最低限の民主主義じゃないかなと思っているんです。行政が決めたから、ここで決めた、あとは何も知らない、言うなということではなくて、やはり相互の、町長も協働のまちづくりと言われていたわけですから、もうそれを1期目終わるまでに、終わる前に投げ捨てるわけじゃないと思いますけれども、それを聞いて反映させるということが必要だと思いますが、町長如何でしょうか。

3点目です。原子力防災計画についてです。先ほど町長は、国のエネルギー政策、代替エネルギーがはっきりしていないから何も言えないというふうなことを言われたんですけども、でも、例えばこの近くにある志賀原発は、北陸3県使うところ、どこにもあり

ませんよ。あれは全部関西のほうに送る電力なんです。私ら全然原発からつくられたエネルギーを1ミリたりとも使っていないんですよ。そういう中で原発がやられて、まだ福島第一原発の事故が検証されていない、原因がはっきり地震なのか津波なのかということもはっきりされていない。地震かどうかと調べようとした事故調査委員会が、東京電力の邪魔にあって入れなかった。こんなことまで起こっておるんです。ですから、私ら町民を守る立場でしたら、私らが使うエネルギーじゃない原発、宝達志水町が使うエネルギーじゃない原発を、町民1万4,000人を事故が起こったら安全に逃がすことができないからやめてくれないか、こういうのは当たり前のことだと思うんですけども、町長、再答弁をお願いします。

○議長（守田幸則君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） まず、図書館の統廃合でございますけれども、これは公共施設の統廃合計画というのは、各種委員会、いろいろと委員会設けて決められたということで、住民の方々の意見も当然聞いて決められております。そういうことから、改めてもうそれへの見直しということは現在のところは考えておりませんで、条件が整備されれば統合をしたいと、今現時点では条件整備がされていないということから、実施時期は特定できませんけれども、一応計画どおり進めさせていただきたいというふうに考えております。

それから、今の原発の関係でございますけれども、国の政策としてやるとは言っておりますけれども、政権が変わりまして、これは長期計画で廃止の方向に持っていくというようなことでございますので、それまでのつなぎとして、やはり国の方針ですから、町としてもそれに従うのは当然だと私は思っております。

以上でございます。

その他につきましては、担当課長から御説明させます。

○議長（守田幸則君） 学校教育課長 田村淳一君。

〔学校教育課長 田村淳一君 登壇〕

○学校教育課長（田村淳一君） 小島議員の再質問でございます。

町長の答弁と私の答弁のこととございました。基本的には町長が答弁をいたしましたとおりでございまして、現基準相当を維持をするということとでございます。その中で、それを新しく見直しをするということになれば、その基準に従って見直しをするならば、2名の方が該当漏れになるという可能性があるということと、町長の答弁では就学援助の観点

から、その基準を現状の維持、現状の水準に見直すということでございます。

以上です。

○議長（守田幸則君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 学校教育課長、難しい答弁しなくていいんですよ。来年度も、この2人は同じ親が、保護者が同じ水準の所得やったら、この方らは切り捨てるのか切り捨てないのか、それだけでいいんですよ。難しい答弁はいいんですよ。

○議長（守田幸則君） 学校教育課長 田村淳一君。

〔学校教育課長 田村淳一君 登壇〕

○学校教育課長（田村淳一君） 再々質問でございますが、切り捨てにならないように見直しをかけたいと、このように思っています。

○議長（守田幸則君） 以上で、通告のありました一般質問が全て終了いたしました。これをもって一般質問を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。議案第1号から議案第34号までの議案34件は、議案付託表のとおり、各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第1号から議案第34号までは議案付託表のとおり、各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定をいたしました。

◎休会の議決

○議長（守田幸則君） お諮りいたします。委員会審査のため、明2月21日から2月28日までの8日間を休会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議ないものと認めます。したがって、明2月21日から2月28日までの8日間を休会とすることに決定をいたしました。

◎散 会

○議長（守田幸則君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は3月1日、午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後12時12分散会

平成25年3月1日（金曜日）

◎出席議員

1 番	寶 達 典 久	9 番	守 田 幸 則
2 番	久 保 喜 六	10 番	北 本 俊 一
3 番	土 上 猛	11 番	金 田 之 治
4 番	柴 田 捷	12 番	小 島 昌 治
5 番	宮 本 満	13 番	北 信 幸
6 番	津 田 勤	14 番	近 岡 義 治
8 番	林 一 郎		

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 米 谷 勇 喜
次 長 岡 田 正 人

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 津 田 達
副 町 長 中 谷 浩 之
教 育 長 山 下 茂
参 事 北 山 茂 夫
総 務 課 長 太 田 永 作
財 政 課 長 松 浦 敏 昭
情 報 推 進 課 長 高 下 良 博
住 民 課 長 村 井 一 隆
税 務 課 長 溝 口 和 夫
環 境 安 全 課 長 栗 原 政 典

健康福祉課長	松 栄 忍
保健予防課長	中 村 努
産業振興課長	近 岡 和 良
ふるさと振興室長	村 井 仁 志
地域整備課長	谷 川 弘 一
学校教育課長	田 村 淳 一
生涯学習課長	村 井 伸 行
会計課長	林 谷 茂 和
志雄病院事務局長	高 島 信 夫

◎議事日程

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 討 論
- 日程第4 採 決
- 日程第5 各常任委員会および議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（守田幸則君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、2月20日の本会議に引き続きこれより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎委員長報告

○議長（守田幸則君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました議案の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長、北本俊一君。

〔病院運営特別委員長 北本俊一君 登壇〕

○病院運営特別委員長（北本俊一君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る2月21日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、職員の雇用状況や地域医療連携システムなど多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案6件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、地域に求められる医療の推進に努められたいとの意見が出されました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。病院運営特別委員長報告といたします。

○議長（守田幸則君） 次に、教育厚生常任委員長、柴田 捷君。

〔教育厚生常任委員長 柴田 捷君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（柴田 捷君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る2月22日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、指定管理制度や学校施設の維持管理など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案13件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、

1、活気あふれるまちづくりに資するため、町民を交えた組織、仮称ですが、少子化対策協議会をつくるなど、少子化対策に取り組まれない。

2、健康づくりを推進し、医療費の削減のための予算執行にあたっては、施策が十分生かされるように努められたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承を得たこともあわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます、教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（守田幸則君） 次に、総務産業建設常任委員長、津田 勤君。

〔総務産業建設常任委員長 津田 勤君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（津田 勤君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る2月25日、総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、防災・安全対策や下水道への加入状況などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案18件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、新年度予算の執行にあたっては、編成趣旨の効果を生かすよう速やかに取り組まれないとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御了承を願うこともあわせて御報告いたします。

当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げまして、総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（守田幸則君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（守田幸則君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（守田幸則君） これから議案全般にわたっての討論を行います。討論ありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

○12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、本定例会に上程されました議案中、平成25年度予算案のうちの議案第5号 直営診療所特別会計予算案、議案第9号 志雄病院事業会計予算案以外のものに反対し、討論を行います。その他の議案に関しては、賛成します。

議案第1号 平成25年度一般会計予算案は、骨格予算と言いながら、対前年度比で約8億円の増額予算であります。町長は、予算提案理由説明で、4年間で21億円の借入金を減らしたと、基金が倍増になったことを報告されました。しかし、問題はそれで住みやすい町になったといえるかどうかであります。津田町長が町長になられてから介護保険や国民健康保険の負担が大幅に増えました。図書館の本の貸し出し数や利用人数も減りました。

予防注射の利用料金や施設利用料金も増えました。また、子どもの医療費無料助成制度は、県内ほとんどの自治体でおそらくこの3月議会で中学校卒業まで、あるいは高校卒業まで医療費無料化の助成を行っている中であって、我が宝達志水町だけが小学校の間までであります。幼い子を持つ若い夫婦が安心して住める安価な町営住宅もありません。子どもを産む施設が近隣にないような状況もあります。

また、中学校の建設問題でも一方の意見は切り捨てる、その結果が今年度の町の子どもの出生が50人台にとどまった原因ではないでしょうか。町長はお気づきになるかどうかは別にして、これは財政健全化の方向が間違っているということが誰が見ても明らかにしたのではないのでしょうか。

宝達志水町の財政の危機的状況の原因を、以前津田町長に一般質問を行ったことがあります。そのとき町長は、財政の危機的な状況の原因は、行き過ぎた福祉施策だと答弁されました。扶助費が県内でも最低レベルにあってもそう答弁されていました。その答弁に基づいて4年間町民の暮らしや福祉施策への大なたを振るってきたことは、事実に基づいて明らかであります。

宝達志水町の財政危機の原因は、合併前の旧町の身の丈も踏まえない、わきまえない、過剰な投資的経費の支出、別の言い方をすれば、無駄な土地の買いあさりや無駄な公共事業の支出であることは、歴然たる事実であります。間違った認識を改めることを強く求めます。なぜ無駄な土地の買いあさりや無駄な公共事業に歯止めがかからなかったのかはここでは論じません。しかし、その財政危機の原因に真つすぐ目を向けたら町民が被害者であることは明らかです。その町民の福祉や暮らしにかかわる予算を削り続けている予算案に賛成できるものではありません。

また、歳出の公債費では、わずか1.4%の利息の借金の残額を繰上償還するときではないと考えます。町民の暮らしや福祉の向上に向けるべきであります。

また、町民を苦しめ続けた土地開発公社への繰出金1億6,000万円余を繰り出すべきではありません。土地開発公社の歴史的な責任を追求すべきであります。

議案第2号 平成25年度国民健康保険特別会計案についてですが、そもそも所得の低い方が加入するのが福祉の制度である国民健康保険であります。所得区分表や保険税の滞納額の増額傾向でも明らかですが、現在の国民健康保険税額の設定は、現実と合っていないことを指摘してます。

お隣のかほく市では、昨年も報告しましたが、今年5年連続一般会計からの国保会計へ

の繰り入れを行い、保険税の引き上げを抑えています。これが当たり前の姿です。また、県内でトップクラスの町の国保の医療費の原因は、それを調査し、明らかにしてこなかった行政の怠慢によることを昨年度指摘しました。その後やられていることは、健康診断の受診者を増やすことだけのようであります。それ自体は否定しませんが、まるで早期発見と早期治療ができなかったことだけが医療費の高騰の原因で、唯一の原因でもあるかのような取り組みであります。もっと疫学的なアプローチが求められているのではないのでしょうか。

議案第3号 平成25年度後期高齢者医療特別会計予算案については、例年指摘していますが、これは高齢者を差別する制度であります。賛成できません。

議案第4号 平成25年度介護保険特別会計予算案についてですが、県内多くの自治体で実施されている保険料や利用料金の減額免除制度を創設するよう求めます。

議案第6号 平成25年度ケーブルテレビ事業特別会計予算案についてですが、町民の情報収集や娯楽の手段は、ケーブルテレビの機能だけが持っているわけではありません。そのため情報収集や娯楽のためにケーブルテレビを利用しない町民がいることは、当然であります。ただ問題は、ほとんどテレビを情報収集や娯楽の対象にしてきた方が金銭的な問題でケーブルテレビを利用できないようになることは、大問題であります。どれだけの方がケーブルテレビによって情報収集や娯楽の被害を受け続けているかの調査が求められます。番組の業務委託の本数を4倍に増やす問題ではありません。ケーブルテレビを見たい町民すべてが利用できるための予算づけが必要だと考えます。

議案第8号、第9号の上下水道事業特別会計予算案についてですが、県水の責任水量制を取りやめること、そして、県水単価を引き下げよう石川県に強く求めることを求めます。そして、県内トップクラスの利用料金を引き下げようを求めて、反対討論を終わります。

○議長（守田幸則君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（守田幸則君） これより採決に入ります。

議案第1号 平成25年度宝達志水町一般会計予算を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第2号 平成25年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算から議案第4号 平成25年度宝達志水町介護保険特別会計予算までの議案3件を一括して採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第2号から議案第4号までの議案3件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、議案第2号から議案第4号までの議案3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第5号 平成25年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第6号 平成25年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算から議案第8号 平成25年度宝達志水町下水道事業会計予算までの議案3件を一括して採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第6号から議案第8号までの議案

3件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、議案第6号から議案第8号までの議案3件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第9号 平成25年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第10号 平成24年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第11号 平成24年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）から議案第16号 平成24年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第2号）までの議案6件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第11号から議案第16号までの議案6件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第11号から議案第16号までの議案6件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第17号 宝達志水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてから、議案第25号 宝達志水町新型インフルエンザ等対策本部条例についてまでの議案9件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第17号から議案第25号までの議案9件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第17号から議案第25号までの議案9件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第26号 宝達志水町防災会議条例の一部を改正する条例についてから、議案第31号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例についてまでの議案6件を一括して採決をいたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第26号から議案第31号までの議案6件は、委員長の報告のとおり決定すること御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第26号から議案第31号までの議案6件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第32号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、議案第33号 石川縣市町村消防賞じゅつ金組合規約の変更について及び議案第34号 石川縣市町村消防団員等公務災害補償等組合規約の変更についての議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第33号及び議案第34号の議案2件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第33号及び議案第34号の議案2件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、発議第1号 宝達志水町議会会議規則の一部を改正する規則について及び発議第2号 宝達志水町議会委員会条例の一部を改正する条例についての議案2件を一括して採決いたします。

発議第1号及び発議第2号の議案2件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第1号及び発議第2号の議案2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（守田幸則君） 次に、発議第3号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（守田幸則君） 起立多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会および議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（守田幸則君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（守田幸則君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉議・閉会

○議長（守田幸則君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第1回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後2時30分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 守 田 幸 則

署名議員 北 信 幸

署名議員 小 島 昌 治